

令和 7 年第 1 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 7 年 1 月 24 日（金） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、10 堀口洋人、11 渡邊富二
農地利用最適 化推進委員	1 池田仁政、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男
【欠席委員】	8 砂川富夫、9 原島貞夫、2 黒沼紀夫、4 高橋桂
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 7 年第 1 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 9 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
秋山委員	（開会宣言）
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、岩崎会長職務代理よりお願いします。
岩崎会長職務 代理	（あいさつ）
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いするところではございますが、本日は会長が欠席となっておりますので、岩崎会長職務代理に議事進行をお願いしたいと思います。
議長	（会長が議長に就く）
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 1 番の秋山委員と、11 番の渡邊委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事

事務局	事務局から説明をお願いします。 それでは、第 1 号議案第 1 号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は従業員駐車場（一時転用）となっております。本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は、最長 3 年間で決まっておりますが、この案件は許可日から 3 年間となっておりますので、期間に問題はございません。 申請地の近くで道の駅の開業が予定されており、従業員駐車場が必要となることから、一時転用許可申請に至っております。 転用面積は 1343 m²で、申請地には土木シートと 15 c m の高さで碎石を用いた路盤工を行う計画となっております。また、隣地農地との被害防除策については、足場板を設置することにより、土砂の流出などを防ぐ計画となっております。 なお、一時転用終了後の農地への復旧については、別紙復元計画書のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	1 月 17 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1 号議案第 1 号件について、何か質問等ありますか。
加藤委員	転用計画の期間について、許可日から 3 年間の一時転用では短くはないでしょうか。
事務局	今後、道の駅の利用状況に応じて、転用期間の延長又は永久的な農地転用を予定しております。
議長	他に質問はありますか。

	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は従業員駐車場（一時転用）となっております。本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は、最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可日から3年間となっておりますので、期間に問題はございません。 申請地の近くで道の駅の開業が予定されており、従業員駐車場が必要となることから、一時転用許可申請に至っております。 転用面積は691㎡で、申請地には土木シートと15cmの高さで砕石を用いた路盤工を行う計画となっております。また、隣地農地との被害防除策については、足場板を設置することにより、土砂の流出などを防ぐ計画となっております。 なお、一時転用終了後の農地への復旧については、別紙復元計画書のとおりです。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について、何か質問等ありますか。
岩崎委員	申請地が道の駅から遠いように感じますが、土地の選定については問題ないのですか。

事務局	以前からの土地の所有者と交渉し了承を得ている土地であり、かつ、道の駅からも十分通える距離であることから、土地の選定については問題ございません。
議長	他に質問はありますか。 無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。申請件数は、2件でございます。 1件目は、新規就農者による利用権を設定するものとなっております。11筆、7821㎡を賃貸借にて、令和7年3月1日より3年間借用するものでございます。こちらの新規就農者につきましては、これまでもこの地区で農業法人の農場長として農業経営を行ってきた方になります。今回は法人としてではなく、個人として借り受けるということです。所有している農業用機械などは、法人名義ではなく、個人で所有しているものになります。これまで、法人の農場長として引き受けてきた農地も適切に管理してきていますので、事務局では問題がないと考えております。 2件目の利用権の設定を受ける法人は、本件の周辺地において、これまでも適切に農地を管理しておりますので、耕作する上で問題はないと考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

	それでは、第 2 号議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 2 号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 3 号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更案について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。表紙を開きますと、除外申出一覧がございます。令和 6 年 11 月に受け付けた農用地区域の除外申出は、駐車場が 2 件、資材置場が 1 件、自己用住宅敷地が 2 件の計 5 件となっております。 まず、1135 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は駐車場（追認）を整備するため、除外後の農地区分は、第 2 種農地と考えております。 転用に至った理由ですが、申出地の北側に、宗教法人の境内地があり、葬儀や法事等での来訪者用の駐車場となっております。そのため、市街化区域などの他の区域では目的の達成が困難な状況です。 面積の必要性等については、理由書と土地利用計画図をご覧ください。 隣接農地への被害防除策については、追認申請であることや隣接地に耕作地がないことから、新たに被害防除を行う計画はありません。 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことやポンプや水路の機能に支障を及ぼすおそれがないことから、除外するための各基準は満たしていると事務局では考えております。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	1 月 17 日に現地調査を行いました。

	申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、1135 号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 1135 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、1136 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1136 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地の場合、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。 排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策についてですが、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことなどについては、所有地の中から比較的支障がない土地を選定しているとともに、ポンプや水路の機能に支障を及ぼすおそれがないことから、除外するための各基準は満たしていると事務局では考えております。 なお、都市計画法の許可見込みについては見込みがある旨を桶川市建築課に確認済みです。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

渡邊委員	1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、1136号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 1136号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、1137号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1137号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は、資材置場を整備するためとなっております。 除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 申出者は土木工事業を営む法人で、申出地の北側にある代表取締役の実家とその南側の土地、川島町に資材置場を有しております。川島町の資材置場を廃止し、資材置場を集約化するために今回の申出地を選定しております。 被害防除策についてですが、北側に農地があるため、万能鋼板の設置が計画されております。 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことやポンプや水路の機能に支障を及ぼすおそれがないことから、除外するための各基準は満たしていると事務局では考えております。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

渡邊委員	1 月 17 日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、1137 号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 1137 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、1138 号件についてですが、議案について、関係する委員（天沼委員）がおりますので審議に入る前に、一度ご退出をお願いいたします。【天沼委員退出】 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは 1138 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は、桶川北本 IC の分岐点から 300m 以内のため、第 3 種農地と考えております。第 3 種農地の場合、一般基準を満たしている場合、原則許可することとなっておりますので、農地転用許可の見込みがある案件と考えられます。 排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策についてですが、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことなどについては、所有地の中から比較的支障がない土地を選定しているとともに、ポンプや水路の機能に支障を及ぼすおそれがないことから、除外するための各基準は満たしていると事務局では考えております。 なお、都市計画法の許可見込みについては見込みがある旨を桶川市建築課に確認済みです。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願い

	します。
渡邊委員	1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、1138号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 1138号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。それでは、退出した天沼委員に戻るよう伝えてください。 続きまして、1139号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1139号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は、資材置場を整備するためとなっております。 除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。 申出者は社会福祉事業を営む法人で、申出地の東側に特別養護老人ホームを運営しております。既存で従業員駐車場を賃貸借していますが、年間コストを考慮し、賃貸借している駐車場を解約し、福祉施設の西側の農地を従業員用の駐車場として整備する計画となっております。 面積の必要性等につきましては、理由書と土地利用計画図をご確認ください。被害防除策については、コンクリートブロックと地先ブロックの設置が計画されております。 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことやポンプや水路の機能に支障を及ぼすおそれがないことから、除外するための各基準は満たしていると事務局では考えております。 なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。事務局からの説明は以上です。

議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渡邊委員	1月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、1139号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 1139号件について、承認とすることでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとすることで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地及びごみ集積所が1件となっております。 なお、令和7年1月17日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和7年2月18日（火）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室305にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和7年2月25日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。

	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長職務代理ありがとうございました。 それでは、秋山委員に閉会をお願いいたします。
秋山委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 1 時 5 分